

令和元年10月5日@情報交流センター

ADR 和解事例講演会②（事業者が生じた損害）

ひばり法律事務所

弁護士 にしやま 西山 たけし 健司

1 原発ADRとは？

原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続

原発事故に関する損害賠償請求に関し、東京電力でも被害者でもない中立・公平な第三者が、被害者・東電の言い分を聞きながら紛争の解決を目指すもの

[原発ADRのメリット]

- ① 東京電力が支払わないと言った損害も、賠償される可能性がある
- ② 裁判をするよりも、早期の解決が期待できる
- ③ （弁護士に依頼する場合で、かつ、賠償が認められる場合）弁護士費用相当額として、賠償額の3%（目安）が東京電力から支払われる

2 事業者が生じた損害

- ① 事業用動産
- ② 新規取得財産
- ③ 営業損害
- ④ その他

3 事業者が生じた損害（その1）[事業用動産]

(1) 算定方法

「取得価格×（使用可能見込年数－経過使用年数）／使用可能見込年数」
≠帳簿価格・法定耐用年数（東電の取扱い）

(2) 和解事例

- 旧警戒区域でスポーツ関連事業を営んでいた申立会社の事業用動産について、取りあえず、1回目の和解では法定耐用年数等を用いて損害額が算定されたが、今回の和解において、取得価格を基に実際の効用持続年数を用いて算定した価格を損害額とし、1回目からの追加分が賠償された事例（602）
- 旧警戒区域（帰還困難区域）で弁当製造業を営んでいた申立人所有の調理機具等の事業用動産について、取得価格に実際の使用可能年数（50年）を考慮して損害額を算定し、また、経過使用年数が短期間の資産は減価修正せず取得価格に基づき損害額を算定し、東京電力が認める金額から

400万円余り増額して約547万円の賠償が認められた事例（619）

- 旧警戒区域で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、事業用資産につき、実際の使用状況を考慮し、帳簿上除却処分された資産についても財物損害が賠償されたほか、逸失利益、事業拠点の移転に係る追加的費用等が賠償された事例（700）
- 旧緊急時避難準備区域で建設業を営む申立会社について、原発事故により避難した後、事業を再開しようとしたところ、元請業者から、原発事故後に旧緊急時避難準備区域内で保管を継続していた在庫（建築部材・窓枠など）の使用禁止を言い渡され、自ら廃棄した事業用部材・資材一式につき、その総量・総額を申立人代表者の陳述により概算で認定した上、その7割（840万円）を賠償すべき損害と認定した事例（728）
- 帰還困難区域（双葉町）に居住し、工務店を営んでいた申立人らについて、事業用の工具等につき、法定耐用年数ではなく、実際の使用可能年数を基礎に経年減価をして損害額が算定された事例（905）
- 自主的避難等対象区域（相馬市）においてしいたけ菌床の栽培及びその販売業を営んでいたが、原発事故により廃業となった申立人について、原発事故と廃業との因果関係を認めた上、事業用資産（冷凍設備、ボイラー設備等）について計算書類の提出はなかったが、資料（領収証、写真、パンフレット）の提出状況に応じて申立人主張の取得価格の3割から8割の範囲の賠償額が算定された事例（1053）

4 事業者が生じた損害（その2）[新規取得財産]

(1) 中間指針（平成23年8月5日）24頁

「事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。」

(2) 和解事例

- 薬品の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により旧警戒区域内の工場の設備が使用できなくなったため、他の工場に事業継続に必要な代替設備（建物・建物付属設備を含む）を設置した代替設備取得費用の相当額が賠償された事例（和解案提示理由書17）
- 旧警戒区域の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用、工場の土地建物の財物損害が賠償された事例（和解案提示理由書19の2）
- 旧警戒区域内に農場を設けて園芸用植物を生産していた申立会社について、逸失利益や移転先で営業を再開するための追加的費用（ビニールハウスの

代金や作業場建築代金を含む。) 3091万9030円が賠償されたほか、資産の取得に支出した費用は賠償の対象にならないという東京電力の主張を排斥して移転先の土地取得により生じた損害として土地購入代金の一部600万円が賠償された事例(573)

- 旧警戒区域でスナックを営んでいたが、原発事故により店舗を同区域外に移転させた申立人について、旧店舗内の申立人所有の営業用動産につき取得価格に実際の使用可能年数(20~40年)を基礎とする減価をして、損害額を算定し、また、新店舗の新規設備取得費用につき取得価格の4割が賠償された事例(656)
- 大手完成品メーカーの要求に応じられる我が国で数少ない技術を有し、唯一の工場を旧緊急時避難準備区域内に有して産業用機械部品の製造を営んでいた申立会社について、原発事故後、従業員確保の観点から平成23年4月に隣県に新工場を設置したが、生産ラインの一部の移転に過大な費用がかかり、福島県内との2工場体制による非効率な経営を余儀なくされていたところ、当該生産ラインの新工場への移設費用(新規取得にかかる金額の5割)が、費用を現実に支出する前に賠償された事例(743)
- 原発事故により、旧警戒区域内の工場を閉鎖し、他県の工場に生産設備を移設した申立会社の新規資産購入代金、生産設備移設費用(2216万0541円)が賠償され、また旧警戒区域内工場についての不動産損害、動産損害について帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える賠償が認められた事例(764)

5 事業者が生じた損害(その3) [営業損害]

(1) 営業損害

ア 中間指針(平成23年8月5日) 23頁

「原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額(本件事故により負担を免れた費用)を控除した額」

事故による逸失利益(減収)

＝ 「事故により減収した収入」 － 「事故により負担を免れた費用」

- 実額方式(中間指針)
- 東電方式(貢献利益方式)
(基準期間の収入 － 対象期間の収入) × 基準期間の貢献利益率
※固定費・変動費の分類
※基準年度の選択

イ 和解事例

- 帰還困難区域（双葉町）においてクリーニング業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、本賠償手続による賠償状況を見直した結果、平成23年12月分以降の営業損害（逸失利益）に係る本賠償請求においては車両に係る経費が固定費に計上されていたものの、同年3月から同年11月までの営業損害（逸失利益）に係る本賠償請求においては、同経費が変動費に計上されていたことから、これを固定費として再計算するなどして、平成23年3月分から同年11月分までの営業損害（逸失利益）が追加賠償された事例（1545）

(2) 「本件事故がなければ得られていたであろう収益」の認定方法（総括基準）

- ・ 平成22年度（又は平成21年度、平成20年度）の同期の額
- ・ 平成22年度（又は平成21年度、平成20年度）の年額の12分の1に対象月数をかけた額
- ・ 平成22年度（又は平成21年度、平成20年度）の2年度分または3年度分の平均値
- ・ 平成20年度から平成22年度までの各年度の収入額の変動が大きな場合、平成22年度以前の5年度分の平均値
- ・ 平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には適宜の金額を足した額
- ・ 営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値などをもとに推定した額
- ・ その他、上記の例と遜色のない方法により計算された額

(3) 財物賠償と逸失利益賠償の双方を行う場合の二重賠償額の控除（旧警戒区域・旧計画的避難区域）

ア 東電の取扱い

税法上の減価償却費相当額を財物賠償と逸失利益賠償のいずれかから控除する。

イ 和解事例

- 警戒区域内で不動産賃貸業（いわゆるアパート経営）を営む申立人について、平成24年6月以降は財物賠償の対象となる資産（アパート建物等）に係る所得税法上の減価償却費を逸失利益の算定から控除するという東京電力の主張を排斥し、減価償却費を控除せずに逸失利益を賠償した事例（385）
- 警戒区域内で不動産賃貸業（いわゆるアパート経営）を営む申立人につ

いて、平成 24 年 6 月以降は財物賠償の対象となる資産（アパート建物等）に係る所得税法上の減価償却費を逸失利益の算定から控除するという東京電力の主張を排斥し、減価償却費を控除せずに逸失利益を賠償した事例（390）

- 旧警戒区域で流通関係業を営む申立会社が所有していた償却資産について、東京電力の主張する税務上の耐用年数等を用いる算定方法を採用せずに実際の効用持続年数を用いて算定した価格を賠償額とし、また、逸失利益の賠償が行われた後に財物（償却資産）の賠償を行う場合について東京電力の主張する減価償却費相当額の賠償額からの控除を行わなかった事例（581）
- 帰還困難区域（富岡町）に事務所があった申立人について、償却資産について事故発生時価格で賠償し、事故後の逸失利益も賠償すると、償却資産についての税務上の減価償却費相当額が二重賠償となるという東京電力の主張を二重賠償額の具体的な立証がないとして排斥した上で損害額を算定し、また帳簿上記載のない動産についても陳述から損害額を認定し賠償された事例（806）

(4) 複数の事業所のうちの一部の事業所または複数の事業部門のうちの一部の事業部門

ア 東電の取扱い

法人全体の売上・利益を合算すれば減収減益はない。

イ 和解事例

- 県南地域でしいたけ原木販売業及び伐出請負業を営む申立人について、しいたけ原木販売部門の売上減を補うため企業努力で伐出請負業の売上を増加させたところ、全体の売上増のため損害はないとする東京電力の主張を排斥して、しいたけの出荷制限や風評被害に伴うしいたけ原木販売部門の逸失利益が賠償された事例（720）
- 警戒区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成 23 年 6 月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、法人全体の売上・利益を合算し、かつ原発事故後の賠償対象期間を 1 年単位で算出して減収減益がないとする東京電力の主張を排斥して、部門別に損害発生の有無を検討し、建設業は平成 23 年 3 月から 5 月までの逸失利益が賠償されたほか、本社の移転費用、支店の開設費用等の追加的費用等が賠償された事例（725）
- 福島県中通りで廃棄物の収集運搬業を営んでいる申立会社について、会社全体の売上高は増加しているため損害はないとの東京電力の主張を排斥し、部門別に算定して風評被害により売上げが減少した資源物販売部

門に係る逸失利益が賠償された事例（815）

(4) 営業損害の際の中間収入の非控除（特別の努力）

ア 中間指針第二次追補

「営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。」

総括基準

「避難先等における営業によって得た利益等は、本件事故がなくても当該営業が実行されたことが見込まれるとか、当該営業が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害から控除しない。利益等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合には、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害の損害額から控除する。」

イ 和解事例

- 薬品の製造販売業を営む申立会社について、早期に代替設備を整えて事業を再開した特別の努力により、旧工場の操業停止による逸失利益が減少したことを考慮して、逸失利益（平成23年3月から平成24年8月分）の賠償額が算定された事例（475）
- 自主的避難等対象区域において産婦人科等を経営する医療法人が、平成24年3月から同年11月までの間の分娩者数の減少に伴う逸失利益を請求した事案について、当該期間は増収しているので損害はないとする東京電力の主張を排斥し、増収は夜間診療等の特別の努力によるものとして控除せず、逸失利益が賠償された事例（709）
- 旧計画的避難区域の塗装業者について、避難先で事業を再開した後の売上げが原発事故前より増加していたが、原発事故がなければ通常行わないような特別の努力により売上げが増加したものであるから、原発事故後の売上高の半分と原発事故前の対応する期間の売上高の全額の差額を原発事故による売上高の減少額とみて営業損害の額が算定された事例（757）
- 避難指示区域を含む福島県浜通りで林業を営んでいた申立会社について、原発事故後、売上げ確保のため、従業員の通勤負担の大きい会津地域や県外の現場作業も受注していたことを特別の努力として考慮し、逸失利益（平成23年4月分から平成24年3月分）等が賠償された事例（822）
- 自主的避難等対象区域（福島市）で衣装の販売・レンタル業を営む申立

人の平成23年3月分から同年8月分までの逸失利益について、原発事故により結婚式の自粛が相次ぎ、これを受けて福島市近郊の結婚式場が貸衣装の持ち込みを制限したことが売上げ減少の原因となっていること、申立人は衣装販売の売上を増やすため休日返上で出張を増やしたこと、レンタル部門の売上減少は原発事故前からの事業計画の影響もあること等を考慮して、出張販売による売上の3割を特別の努力によるものとして対象期間の売上から控除した上で、原発事故による影響割合を6割として賠償された事例（1283）

(5) 将来分の営業損害の賠償

ア 将来分の賠償の取扱い（東京電力）

避難等対象区域内で平成27年3月以降も営業損害が生じていると認められる法人・個人事業主、避難等対象区域外で平成27年8月以降も営業損害が生じていると認められる法人・個人事業主は、将来分の営業損害の賠償として年間逸失利益の2倍の賠償が認められる（2年分ではないことに注意）。
※平成27年3月または8月以降の特定の期間に限定した賠償を対象とするものではない。

イ 将来超過分の賠償の取扱い（東京電力）

平成27年3月または8月以降に、受領した将来分の賠償金額を超える損害が現実生じたことが認められれば、追加の賠償を受ける余地は残っている（超過分の賠償）。

「超過額 = 営業損害 - 既に支払いを受けた営業損害（将来分）」

しかし、2019年3月時点（参院予算委員会における質疑）

受付件数：約900件

合意件数：9件

ウ 中間指針において営業損害の終期は定められていない

中間指針（平成23年8月5日）

「営業損害の終期は、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日とすることが合理的である」

中間指針第二次追補（平成24年3月16日）

「I）中間指針第3の〔損害項目〕の7の営業損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとする。」

「備考」

「1）営業損害の終期は、突然かつ広範囲に被害が生じたという本件事故の特殊性、営業損害を被った事業者の多様性等にかんがみれば、少なくとも現時点で具体的な目安を一律に示すことは困難であり、当面は示さず、

個別具体的な事情に応じて合理的に判断することが適当である。なお、営業損害の終期は、専らI）により判断されるものであって、これとは別に、避難指示等の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示等の対象区域への帰還等によって到来するものではない。

2) 具体的な終期の判断に当たっては、①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、②一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする。また、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられるが、その場合には、本件事故には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が避難指示解除後に帰還する可能性があること等、土地収用等と異なる特殊性があることにも留意する必要がある。」

中間指針第四次追補（平成25年12月26日）

「営業損害及び就労不能損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断に当たっては、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象となると考えられる。」

(6) 原発事故後の商圈の人口減少等について考慮された和解事例

- 福島県内を中心に贈答品の小売店を運営する申立会社が旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内において運営する店舗の営業損害（逸失利益）について、原発事故後の商圈内の住民の避難による人口減少の状況等の事情を考慮し、平成28年9月分から平成29年8月分まで賠償された事例（原発事故の影響割合を当初は6割、後には5割とする。）（1540）

以上